
監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平 成 23 年 11 月 1 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	久 高 将 光
同	喜 舎 場 盛 三

平成 23 年度前期定期監査の結果に対する措置について (公表)

平成 23 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び教育長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 23 年度定期監査 (前期) の結果に伴う措置状況について

経済観光部**商工農水課****1 農業ボランティア育成事業について (注意事項)**

農業ボランティア育成事業は、農業に関心のある市民を対象に基礎的な農業研修を行い、本市の農家に対する農業ボランティアとして育成するため講座を開設し、農家での手伝いなど、農家に対するボランティア活動支援を目的としている。

講座終了後の農業ボランティア活動の実績がみられないことから、今後の事業実施にあたっては、事業計画を検証のうえ適切な予算要求を行うとともに、しっかり事業構想を立て現状の課題分析を行い、事業手法を工夫する等改善に努められたい。

注意事項に関する措置

農業ボランティア活動を促進するため、農協が取り組んでいる農作業人材サポートシステムの活用を検討します。今後の事業実施にあたっては、ボランティア育成講座と農作業人材サポートシステムの連携が図られるよう適切な予算措置と事業内容を検討します。

2 若年者雇用安定化推進事業について (要望事項)

若年者雇用安定化推進事業については、国庫補助事業等を活用して実施する

事業であるが、26.7%と低い執行率となっている。

若年者雇用対策推進事業は、本市にとって重要課題のひとつとして平成15年から実施してきている。対象労働者となる国のトライアル雇用の申請状況の実態を十分把握できていないこと、ハローワークから個人情報保護を理由に十分な協力が得られていないこと、また、国の若年雇用奨励金の制度が拡充されてきたことなどが本市奨励金制度の利用低迷の一因と考えられる。

本市奨励金制度の周知を図るためハローワークとの連携調整も進められているようであるが、今後とも連携を深めるとともに、より活用しやすい制度となるよう改善工夫に努められたい。

要望事項に関する措置

若年者雇用安定化推進事業は、国のトライアル雇用助成金を受給した事業所が対象となること、簡素な手続きで受給できること、事業所にとってもメリットがあることから、本市在の当該トライアル雇用申請事業所の情報の提供を所管のハローワークに引き続き要請するとともに、なは市民の友、ホームページ等による広報や商工会議所を始め関係機関団体及び事業主に対する積極的な周知活動を通じ事業の利用実績の向上に努めます。

さらに、現行制度の対象年齢を国のトライアル雇用制度と整合するように30歳未満から40歳未満への引き上げや、企業の雇用継続のインセンティブがより働くように助成金額の引き上げ等、効果的な制度となるように検討・見直していきます。

なはまちなか振興課

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託について（注意事項）

第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託については、市場事業者及び周辺事業者等との合意形成をする事業であるが、業務委託契約を年度後半の平成22年12月15日に締結している。

この結果、十分な契約期間が確保されず、ひいてはこの事業の遅れにより公設市場の再整備検討事業に係る全体スケジュールの進捗にも影響を及ぼしかねない。事業の執行にあたっては、年度当初に的確に事業計画を策定し、迅速に事業成果が得られるよう努められたい。

注意事項に関する措置

業務委託については、早期の契約締結を目指し、年度当初の事務処理を早めるとともに、十分な事業成果が得られるよう努めてまいります。

観光課

観光案内板多国語充実事業について（注意事項）

観光案内板多国語充実事業については、経済危機対策臨時交付金を活用し、平成21年9月補正予算で計上されたが、事業実施のため各種手続き調整が遅れ平成22年度へ予算が繰越された。しかしながら、平成22年度においてもこれらの調整が長引き、事業完了できず平成23年度へ予算の一部を繰越した。

事業の遅れは、事業構想や事業計画の準備が十分練られていないのが主な要因だと思われる。結果として、本市の観光経済面へ影響を及ぼしていることも

考えられる。事業の実施にあたっては、計画性をもって早期に事業完了されるよう努められたい。

注意事項に関する措置

観光案内板多国語充実事業は、平成 21 年 9 月に供用を開始しました若狭クルーズ船専用バスから国際通りまでの周辺案内板や表示案内板を従来の日本語と英語表記に、中国語、韓国語を加えて整備する事業です。

国際通り等の周辺案内板については平成 23 年 10 月初めまでに、若狭クルーズ船専用バスの周辺案内板、及び平和通り等の地面埋込表示板は同年 10 月末までに設置完了する予定であり、同事業につきましては同年 12 月末までに周辺案内板等、那覇市ぶんかテンプス館前広場整備など全ての工事を完了する予定です。

事業の実施にあたって、今後は、綿密に計画を立案し、確実に実行することによって早期に事業が完了するよう努めます。

環境部

環境政策課

1 家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業について（注意事項）

家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 450 万円（150 件）に対し交付額 183 万 4,882 円（91 件）と執行率 40.8%にとどまっている。

前回定期監査においても、当該事業の手法等について検討し事業効果を高めるよう要望したところであるが、補助割合を引き上げるなど一部対応策は講じられているものの、執行率がさらに落ち込んだ状況となっている。

今後は、当該交付事業の市民への広報啓発の強化や、これまでの奨励金交付者に対するフォローアップ調査等を行い、普及の上での課題を検証するとともに、中・長期的な数値目標を定めるなど、効果的な事業内容及び手法の検討に努められたい。

注意事項に関する措置

平成 23 年度 6 月末時点での交付実績は、34 万 4,913 円（16 件）となっており、当初予算 200 万円（100 件）に対する執行率は 17%と依然として低調に推移しております。

今年度は、平成 18 年度から平成 22 年度に奨励金の交付を受けた 614 世帯から無作為に抽出した 100 世帯に対してアンケート調査を行ない、各世帯の利用実態や課題を検証する予定です。また、生ごみ処理機器販売店に対し、申請書類の店頭設置について依頼する予定です。市民への広報啓発については、従来の広報誌やホームページ、ラジオ、環境イベント等での告知に加え、緊急雇用創出事業で実施する地域説明会等により、家庭用生ごみ処理機器の普及を図っていきたいと考えております。

2 意識啓発講座業務委託及び講座用バス賃借料について（注意事項）

地球温暖化対策啓発事業における意識啓発講座業務委託料（20 万円）及び講

座用バス賃借料(19万5,712円)については、同講座実施を職員やエコライフサポーターにより対応したため、全額未施行となっている。

経費を節減したことについては評価できるが、事業の実施については事業計画を適確に策定し、適切な予算計上をされたい。

注意事項に関する措置

今後は、予算要求時に適確な事業計画に努め、適切な予算計上を行います。

生涯学習部

総務課

光熱水費の歳出予算執行について(注意事項)

庁舎維持管理費の光熱水費不足により299万4千円の増額補正をした。

その後、管理会社による電気料金の誤徴収が分かり、156万4,084円が返還され戻入手続きした結果、予算残額は207万3,491円となっている。

予算執行にあたっては、事業に係る支出経費を精査し適切な予算執行となるよう注意されたい。

注意事項に関する措置

12月補正の資料作成・提出を行った9月の時点では、明らかに金額が不足しており、補正手続きを行わなければならなかった。その後、泊ふ頭開発株式会社から誤徴収通知(12/3付)があったが、その誤徴収金の返還方法や時期等が未定だったため補正要求の取下げが間に合わず、不用額を出す結果になってしまった。

今後同様の誤りが生じないように、同社に対して注意・要望を行っており、予算執行にあたっては、同社からの請求内容(算定方法を含む)を確認し、適切な予算執行となるよう努めてまいります。

生涯学習課

公有財産取得通知について(注意事項)

(仮称)牧志・安里公民館図書館は、平成23年3月までには建物工事完了に伴い土地と建物(保留床購入分)の所有権保存に関する登記事務手続きは取られて管理移管されている。しかしながら、建物の従物としてのプラネタリウム機器、内装工事における建築、電気、機械、防犯機器等(工事請負金額計4億3,352万円)の公有財産の取得通知手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条(財産の取得通知)の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、資産の状況を把握できるように留意され、適正な財産管理に努められたい。

注意事項に関する措置

那覇市公有財産規則に基づき、公有財産の取得通知を行いました。

文化財課

1 伊江御殿別邸庭園用地買い上げ事業について (注意事項)

国指定名勝である伊江御殿別邸庭園については、土地売買契約書により同土地内にある木造瓦葺平屋建居宅と茶室の寄附を受けた。

しかしながら、庭園部分の立木及び工作物については、土地売買契約書には記載がなく、口頭による寄附となっている。

那覇市公有財産規則第7条によると財産の寄附を受ける場合は、契約書案又は寄附申込書を調えなければならないと規定されている。

取得した財産の権利関係を明確化し、適正な財産管理に努められたい。

注意事項に関する措置

前所有者から立木及び工作物の寄附申込書を受け、寄附を承諾しました。

2 字大嶺村跡分布調査業務委託料について (注意事項)

那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査事業として、字大嶺村跡分布調査業務委託料(5,793万4千円)を予算計上し、一般競争入札の結果、落札額(2,168万2,500円)、落札率37.9%となった。予算残額については、減額補正(3,155万円)をしている。

当初予算の見積もりにあたっては、適確な算定を行い適切な予算計上となるよう注意されたい。

注意事項に関する措置

埋蔵文化財の委託業務に関する積算は、土木・建築工事のように明確な基準がないのが現状です。従って、現在は複数の業者から見積を徴することで行っており、今回も数社の見積から最も低い見積額を妥当な額として、予算計上を行いました。しかし、実際の入札結果は予算額を大きく下回るものとなりました。同様の問題は全県的に発生しており、今後の委託業務積算に関しては、県の指導を仰ぎ他市町村とも協議しながら、検討してまいりたいと思います。

施設課

1 修繕料等の契約状況について (注意事項)

神原中学校のトイレブース等修繕業務及びその他複数の業務において、結果として同一業者と2回に分割して随意契約を行っているケースがある。同種同様な工事の発注は工期などを工夫することにより一括発注も可能であることから、今後は修繕計画を十分に精査し競争入札に付するなど効率的な事業執行に努められたい。

注意事項に関する措置

学校施設の修繕等においては、コンクリートの剥落、雨漏り、建具の脱落、漏電・漏水など、緊急に修繕を施さなければ日常の学校運営や児童・生徒の安全確保に支障が生じる恐れがあるケースも多々あり、このような緊急に対応しなければならない修繕については、専門業者に緊急対応として発注する場合があります。

しかしながら、指摘にありますように、結果として分割発注と変わらない修繕発注もあったことから、今後は、緊急を要しない修繕においては、修繕計画を十分に精査し、同種同様な修繕等の発注にあたっては競争入札に付するなど、効率的な事業執行に努めてまいります。

2 学校割当予算について (要望事項)

施設課における、光熱費等の学校割当予算の各学校への再配当は、その根拠規定が不明確であり早急に根拠規定を明確にされたい。

要望事項に関する措置

学校割当予算は、施設課以外の課においても取扱っているため、今後、関係各課と調整を行い、規程等の整備に努めてまいります。

学校教育部

学校教育課

学校緑のカーテン事業について (注意事項)

学校緑のカーテン事業の修繕料の契約は、各学校毎の随意契約にて行われている。契約の原則は競争入札であることから、例えば複数校を一つのグループとして、一括発注するなど競争入札を検討し効率的な予算執行に努められたい。

注意事項に関する措置

今後同様の事業執行に当たっては、地方自治法施行令及び那覇市契約規則の規定に基づき競争入札を導入し、効率的な予算執行に努めてまいります。

総合青少年課

メンタルヘルス・カウンセリング事業について (要望事項)

平成 22 年度における不登校、登校渋り等の相談ケースで、高校受験をしたのは 21 人である。(そのうち 16 人は受験対策の学習支援(1月～3月上旬)にも参加している。)その結果、合計 19 人が高校合格を果たしている。

不登校、不適應相談ケースの中には、発達障がい等が背景にあるケースも多く、継続相談により支援を続けている。単発の相談を含め年度末までに全体の約 55%が好転し、相談業務を終えた。その他のケースについてもそれぞれ改善を示している。今後とも相談業務等の充実に努められたい。

要望事項に関する措置

様々な背景により、不登校及び不適應相談の悩みをもつ児童生徒の相談に対応し、問題の改善・解決が図れるように努めます。

学校給食課

1 学校給食関係職員の貸与被服購入について (是正事項)

学校給食調理員等の貸与被服(上着・ズボン・調理靴等)について、次年度

の使用に供することを目的に当該年度末に購入し(支払額 218 万 9,845 円)貸与している。財政法第 12 条及び地方自治法第 208 条第 1 項で「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」(会計年度独立の原則)とされており法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は支給被服の消耗を勘案しながら購入時期と支給時期を調整し、年度当初に発注・購入して当該年度の業務に使用させます。

2 首里学校給食センター用地賃借契約の遡及適用について(是正事項)

本契約は、契約期間が平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの契約について平成 22 年 4 月 1 日付けで契約すべきところ、平成 22 年 4 月 7 日付けで契約し、平成 22 年 4 月 1 日に契約対象期間を遡及適用している。地方自治法第 234 条第 5 項で「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。この契約については昨年度も同様の事務処理が行われている。今後は法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は契約相手方との事前調整を早めに行い、4 月 1 日付けで契約を行います。

3 学校給食残菜回収処理業務委託について(要望事項)

学校給食の献立は児童・生徒の健康増進及び食育の推進を図るために所定の栄養基準量等を参考に地域の実態(家庭での栄養摂取状況等)を配慮して作成されている。

平成 22 年度実施の給食残量調査では副食の残量率が小学校 1 割強、中学校 2 割弱という結果がでている。

児童・生徒の心身の健全な発達の促進及び学校給食残菜回収業務委託の経費削減を図るため学校給食の食べ残しの減量に向けた取組強化を行い効率的、効果的な事業の執行に努められたい。

要望事項に関する措置

今後とも、学級担任と学校栄養職員が連携・協力(チームティーチング)し、給食時間、学級活動及び保健体育等関連教科において、食の大切さを知る「食育」の授業実践を充実、展開することにより、給食残量の改善・減量を図るとともに、効率的、効果的な事業の執行に努めてまいります。